

第27回参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場の製作、設置、管理及び撤去委託業務にかかる仕様書

1 掲示場の製作等について（別紙ポスター掲示場仕様書参照）

(1) 板面製作数量

275枚（内5枚は予備）

(2) 規格等

① 高さ1,800mm程度・幅2,700mm程度（10区画）

（板面は900mm程度・横2700mm程度）

※立候補の状況によっては、区画数、規格に変更が生じる場合があります。

② 標準設置の場合の脚柱の数は2とする。

(3) 材質等について

① 板面材

ア 「再生パルプ耐水ボード（STボード）」又はその同等品でグリーンマーク又はエコマーク認定製品（いずれかで統一すること）。

イ 通常の野天使用において、変色・変形・膨張・断列等に対し45日以上耐久性があること。また、これまで本業務と同種の使用実績において不具合のあったものは使用しないこと。

ウ 糊、押しピン、両面テープでポスターの貼り付けが可能であること。

エ 板面の色は、白とする。

② 角材（強度が保たれるのであれば、リサイクル材も可）

ア 掲示板枠材 30mm×30mm以上で杉又は北洋材と同程度以上の強度を有するものとする。

イ 脚柱、控柱、基礎杭 45mm×45mm以上で杉又は米松材と同程度以上の強度を有するもの。

③ 取付は別紙ポスター掲示場仕様書のとおりとする。

(4) 区画・文字・線について

① ポスターを貼る区画は、縦・横それぞれ420mm以上（線内寸）とし全て均一であること。また、すべての線の幅については10～20mmとし、均一であること。

② 文字及び線の色は、黒とする。

③ 文字の種類及び大きさは、次のとおりとする。

ア 標題部の見出し、注意書等の文字の種類、大きさは契約業者と協議のうえで決定する。

イ ポスターを貼る区画に付する数字については角ゴシック体とし、上下左右の余白を100mm以上確保すること。

④ ポスターを貼る区画内には、釘等は打たないこと。

⑤ 標題中段部の下部にアラビア数字で掲示場番号を明記すること。

(5) 板面の製作期限

選挙期日の決定の日から公示日の9日前（予定）までとする。

〔製作検査：公示日の8日前（予定）〕

2 掲示場の設置作業について

(1) 掲示場の設置作業は、奈良県屋外広告物条例第15条の規定により登録された者に行わせること（契約締結後、当該登録を証する書面の写しを提出すること。）。

(2) 設置場所

ポスター掲示場設置場所調書（落札業者に配付）のとおり270カ所で、詳細は製作検査完了までに契約業者と打ち合わせる。

(3) 設置作業の期間等

- ① 設置作業の期間は、板面製作検査終了後から公示日の3日前までとし、作業開始、終了とも電話報告をすること〔掲示場設置検査：公示日の2日前（予定）〕。

また、各掲示場に対し写真4枚（設置前の全景、掲示場全体を含め付近の建造物等の入ったもの、掲示板の標題部で掲示場番号が分かるもの、撤去後の全景）を写しておき完了報告の際に提出すること。（製本およびデータ）

- ② 設置作業時においては原則として市職員の同行はしない。

(4) 設置方法等（別紙ポスター掲示場設置詳細図参照）

- ① 設置は原則として基本設置例の杭打とし、ブロック塀・フェンス・橋上・ガードレール等に設置する場合においても、設置期間中掲示場の倒壊防止はもちろんであるが既設構造物の倒壊防止措置に配慮すること。また、ブロック塀本体へのくぎ打ちは避けること。

ガードレール等に取り付ける場合は、原則として脚柱の1本をガードレールの支柱に固定するとともにガードレール等本体に傷をつけない方法で固定すること。

- ② 掲示場の高さについては、原則として脚立なしで候補者のポスターが貼れるようにし、かつ掲示場の底部に泥はね等汚れがつきにくいように注意するとともに交通の妨げにならないよう配慮すること。
- ③ 掲示板枠材と脚柱材は、脚柱毎に3箇所以上木ねじ等で強固に固定する。
- ④ 掲示場の傾斜設置は設置場所の形状等やむを得ない場合以外は認めない。
- ⑤ 針金等を使用した場合は、針金の先端を下向きに留め置き、通行人等に危害を与えぬように配慮すること。特に設置に使用した針金・釘等金属類について、置き忘れのないよう注意すること。

3 掲示場の管理について

- (1) 掲示場の管理期間は掲示場を設置した日から撤去する日までとする。

- (2) 掲示場が風雨等で倒壊した場合は、すみやかに補修等を行うこと。なお、板面が損壊した場合は予備製作分を使用すること。

- (3) 契約業者の製作及び設置の責による第三者への損害賠償責任は、契約業者が負う。

- (4) 本市に掲示場を引き渡すまでの間に生じた第三者への損害賠償責任は、契約業者が負う。

なお、当該期間においては、必要に応じて契約業者の負担で賠償責任保険に加入すること。

4 掲示場の撤去作業及び板面材の再利用について

- (1) 撤去作業は、選挙期日の翌日から3日間とする（検査を選挙期日の4日後（予定）に実施）。

- (2) 撤去した掲示板・角材（杭等を含む。）は、契約業者が回収し、業者の責任において適正に処分すること。

- (3) 板面については再利用とすることとし、リサイクル処理事業所に搬入したこと等を証する書類を提出すること。

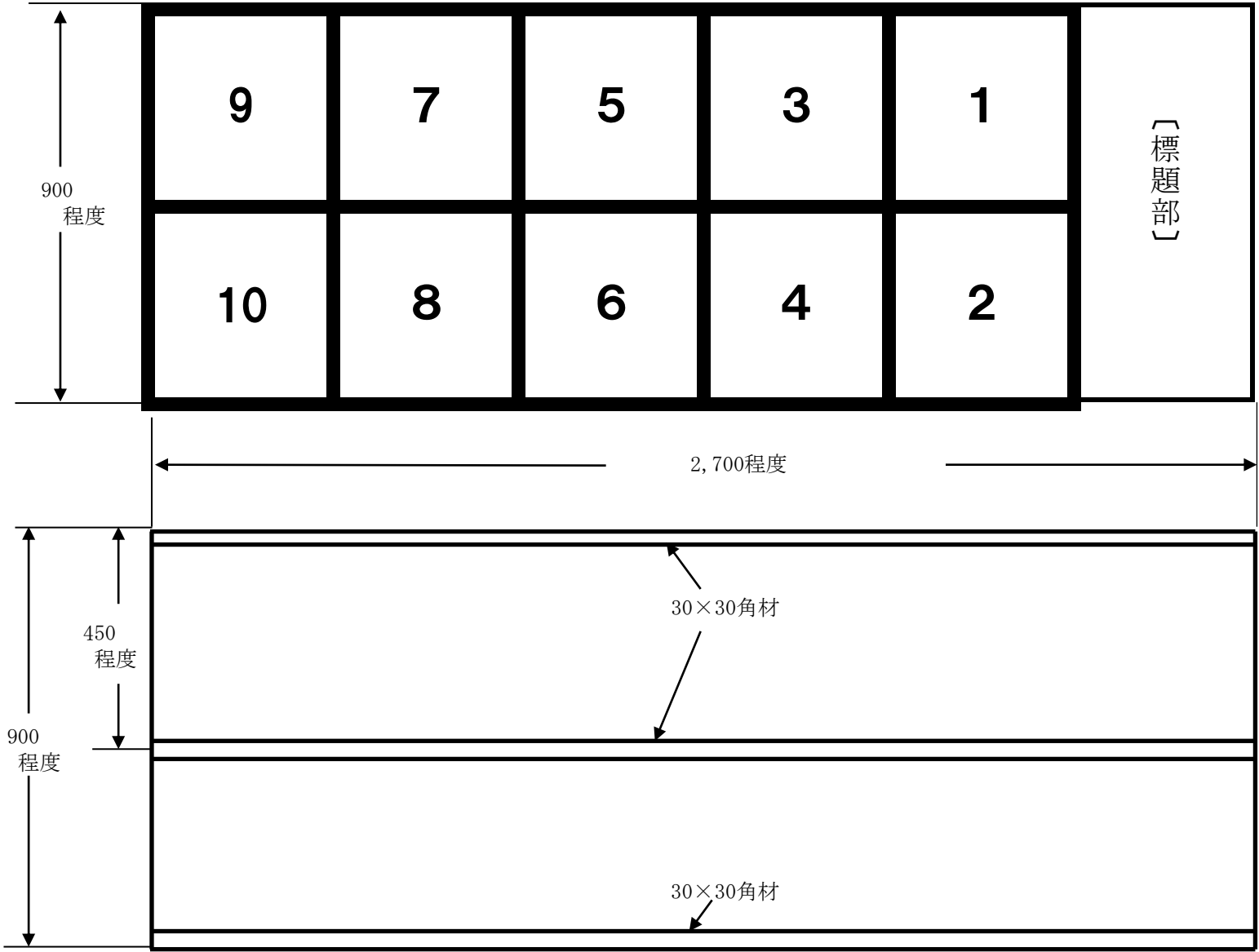
- (4) 杭等を引き抜いた後の穴については、土砂で埋め戻すこと。また、設置に使用した針金・釘等金属類についても完全に撤去すること。

5 その他

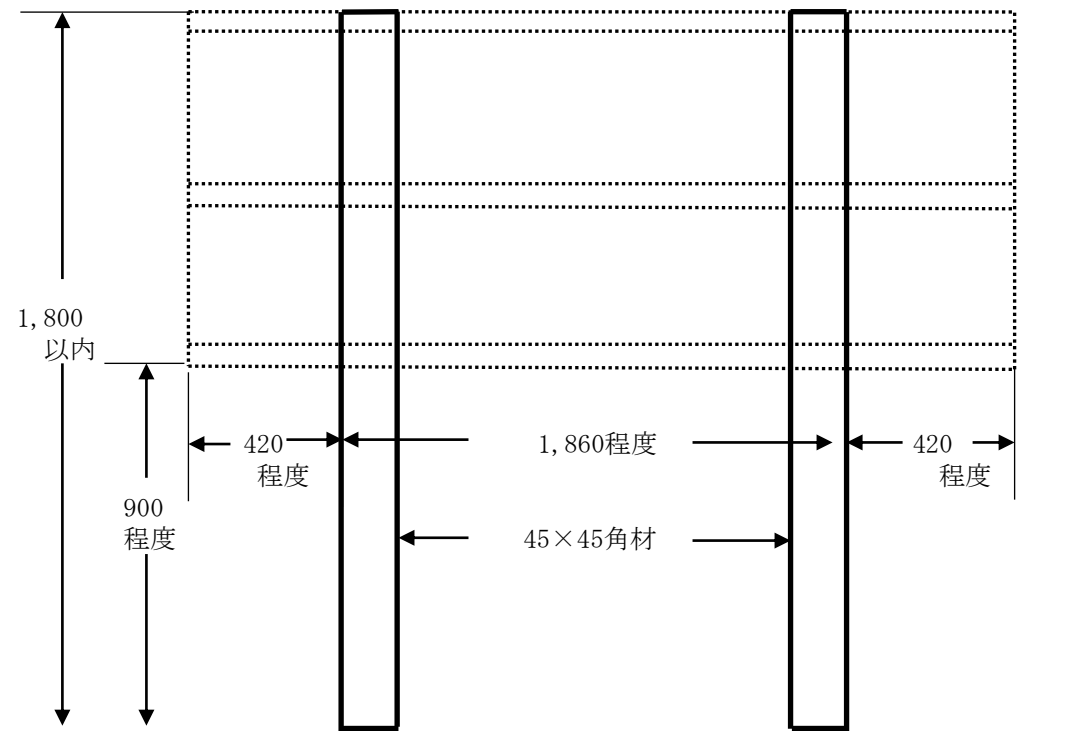
- (1) 予定される当該選挙の選挙期日の変更等により、各作業期間に変更が生じる場合、本仕様等について疑義が生じた場合等は相互協議のうえで決定する。
- (2) 設置時及び撤去時において、事故が発生しないよう対策を講じること。

第 2 7 回参議院選挙区選出議員選挙 ポスター掲示場標準仕様 No. 1

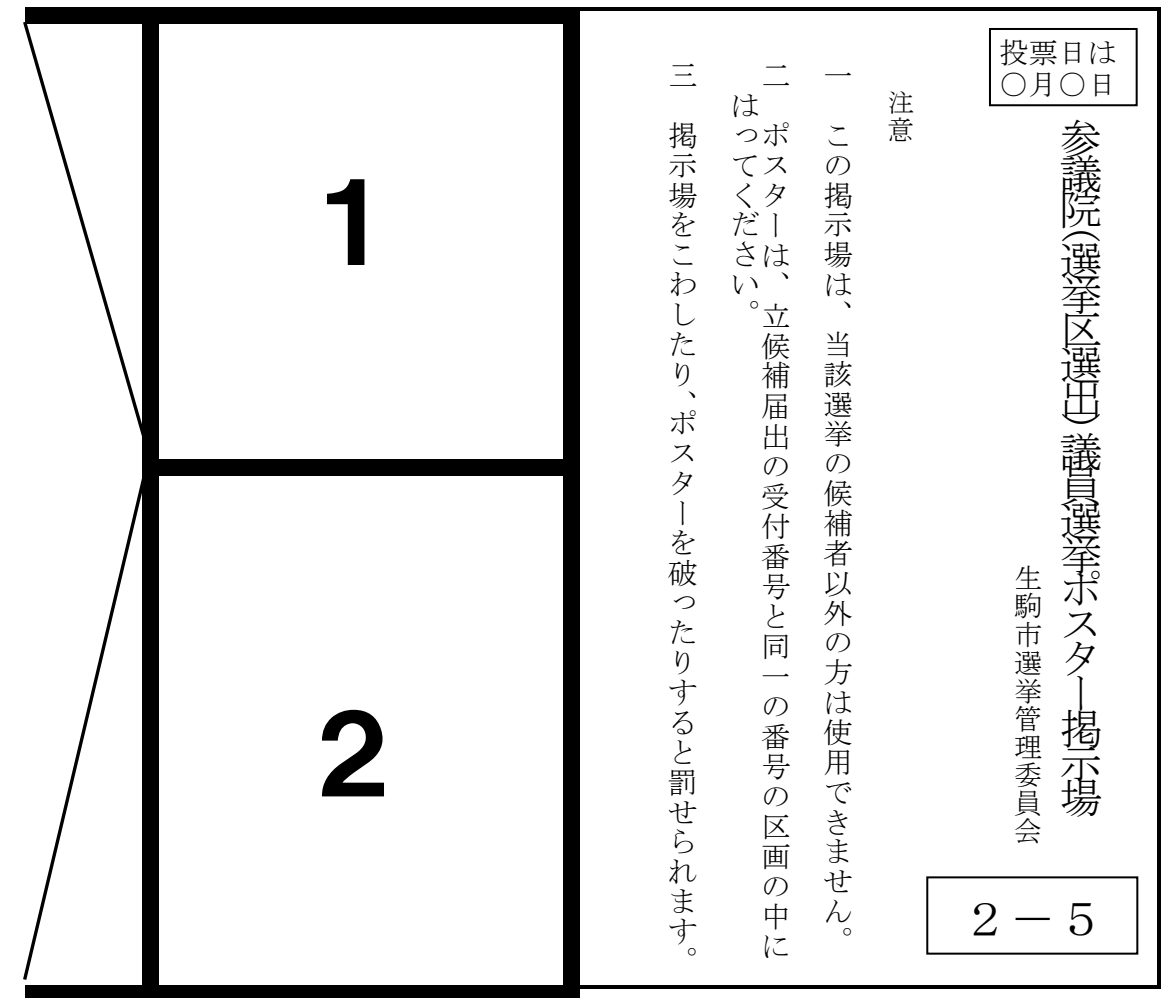
- ① 材 質 *板面材＝「再生パルプ耐水ボード（S Tボード）」又はその同等品でグリーンマーク又はエコマーク認定製品
 *掲示板枠＝30mm角以上、杉又は北洋材と同程度以上の強度を有するもの
 *脚柱、控柱、基礎杭＝45mm角以上で杉又は米松材と同程度以上の強度を有するもの
- ② ポスター貼付面 1 区画の寸法 420mm以上×420mm以上（※ラインの内寸）
- ③ ライン * 黒色＝幅10～20mm
- ④ 下地塗装 * なし
- ⑤ 単 位 * mm



第 2 7 回参議院選挙区選出議員選挙 ポスター掲示場標準仕様 No. 2



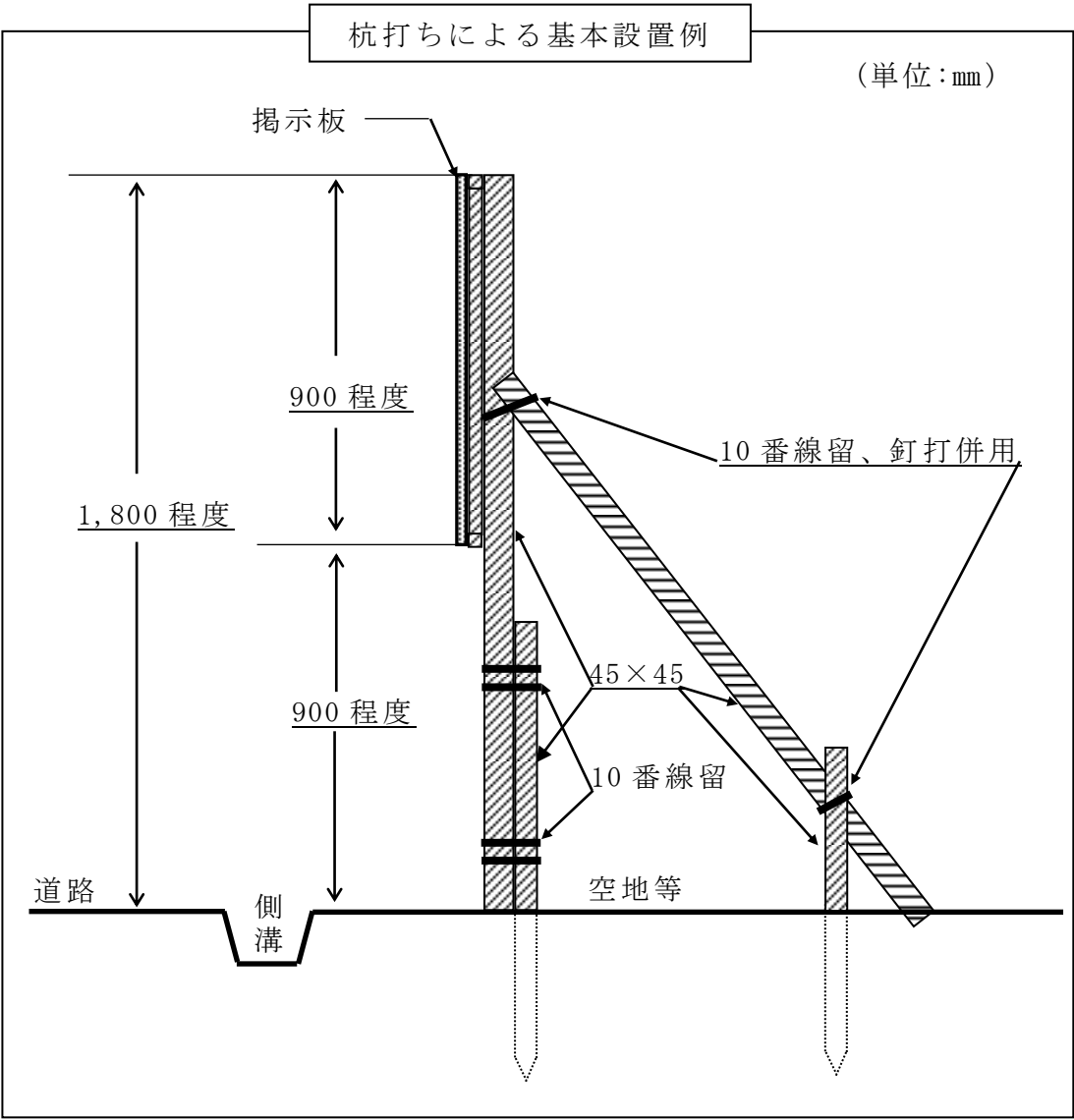
(標題部詳細)



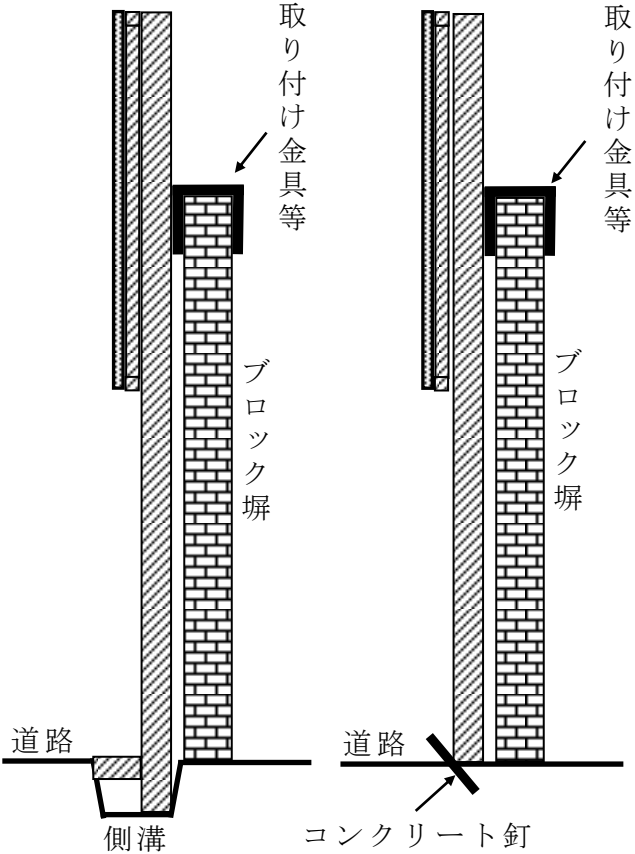
(注意)

- 1 ボードは強固に固定すること。ただし、固定材はポスター貼付区画の区画内に使用しないこと。
- 2 ポスター貼付区画の線内寸法は、420×420を絶対に下まわらないこと。
- 3 掲示場番号は、標題下部に100×200程度の枠を印刷し、内部にフェルトペンで付す。
- 4 「投票日は〇月〇日」は枠囲みとする。

ポスター掲示場設置詳細図 No. 1

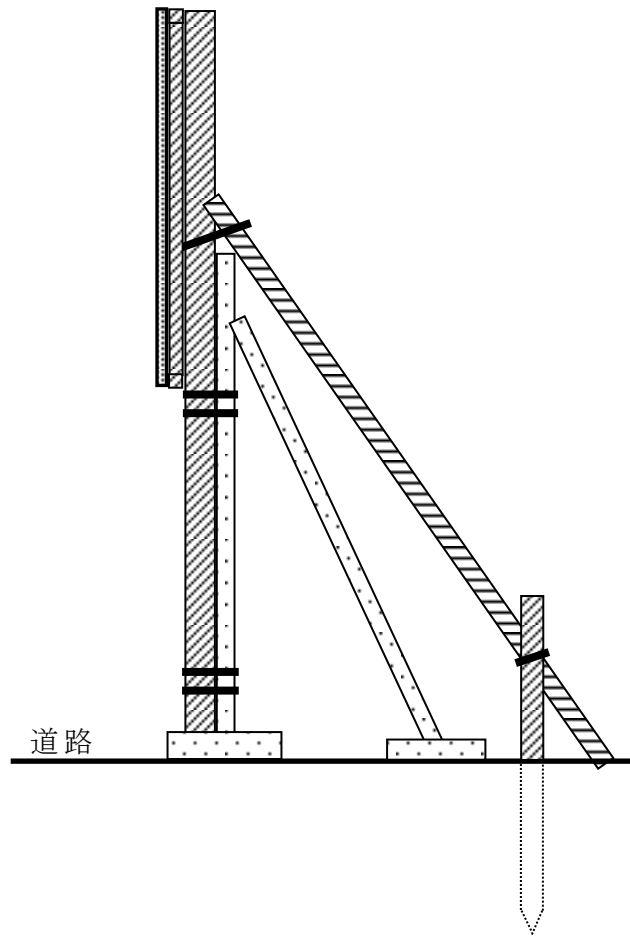


ブロック塀への取り付け

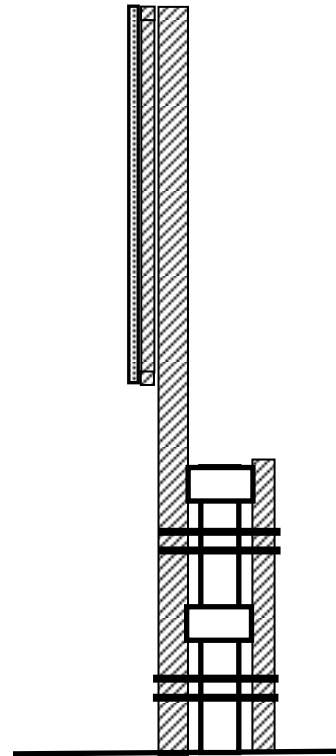


ポスター掲示場設置詳細図 No. 2

フェンスへの取り付け



ガードレール等への取り付け



その他

